

四半期報告書

(第6期第1四半期) 自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

(E03606)

第6期第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

目 次

頁

四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【設備の状況】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
2 【株価の推移】	33
3 【役員等の状況】	33
第5 【経理の状況】	34
1 【四半期連結財務諸表】	35
2 【その他】	61
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	62

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月16日

【四半期会計期間】 第6期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 永 易 克 典

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 石 井 学

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 石 井 学

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成21年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成22年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成21年度
		(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
経常収益	百万円	1,335,642	1,168,880	5,040,282
経常利益	百万円	136,328	299,128	545,697
四半期純利益	百万円	75,940	166,348	—
当期純利益	百万円	—	—	388,734
純資産額	百万円	9,383,353	11,165,641	11,299,459
総資産額	百万円	199,294,513	204,744,412	204,106,939
1株当たり純資産額	円	595.17	601.60	612.05
1株当たり四半期純利益金額	円	6.52	11.76	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	29.56
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	6.52	11.72	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	29.54
自己資本比率	%	3.79	4.34	4.55
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	3,855,080	3,819,969	14,601,067
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△3,773,998	△3,290,759	△15,625,731
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	109,026	△661,738	1,102,334
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円	4,282,855	3,981,163	4,110,281
従業員数	人	87,655	85,201	84,266

(注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社241社(うち連結子会社240社、持分法適用の非連結子会社1社)及び関連会社66社(うち持分法適用関連会社65社、持分法非適用関連会社1社)で構成され、銀行業務を中心に、信託銀行業務、証券業務、クレジットカード・貸金業務、リース業務、その他業務を行っております。

当社は、当社の関係会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

当第1四半期連結会計期間におけるセグメント情報の区分にかかる主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

(三菱UFJ証券ホールディングス株)(注)

- ・連結子会社である三菱UFJ証券株は、平成22年4月1日付け会社分割により国内の事業をその完全子会社に承継して当社グループの証券業務に係る中間持株会社となり、商号を三菱UFJ証券ホールディングス株に変更いたしました。
- ・三菱UFJ証券株の国内事業の承継会社は、平成22年5月1日付でモルガン・スタンレーの完全子会社であったモルガン・スタンレー証券株のインベストメントバンキング部門を統合するとともに、商号を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株に変更し、当社とモルガン・スタンレーの合弁会社となりました。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株は当社の連結子会社です。
- ・モルガン・スタンレー証券株におけるインベストメントバンキング部門を除いたセールスアンドトレーディング部門と資本市場(株式・債券引受)部門の事業は、平成22年5月1日付でモルガン・スタンレーMUFJ証券株として当社とモルガン・スタンレーの合弁会社となった結果、当社の持分法適用関連会社となりました。

(注)当第1四半期連結会計期間より、セグメント情報の区分を「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等に基づき変更しております。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における重要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

(新規)

新たに重要な関係会社となった会社の内容は以下のとおりであります。

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 三菱UFJモルガン・ スタンレー証券㈱	東京都 千代田区	3,000	証券業務	60.0 (60.0)	3 (2)	—	有価証券 の引受及 び売買等 の取引 業務委託 関係	—	—
(持分法適用関連会社) モルガン・スタンレー MUF G証券㈱	東京都 渋谷区	126,149	証券業務	49.0 (49.0)	1	—	—	—	—

- (注) 1 「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
- 2 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。
- 3 連結子会社である三菱UFJ証券㈱は、平成22年4月1日付け会社分割により国内の事業をその完全子会社に承継して当社グループの証券業務に係る中間持株会社となり、商号を三菱UFJ証券ホールディングス㈱に変更しております。
- 4 三菱UFJ証券㈱の国内事業の承継会社は、平成22年5月1日付でモルガン・スタンレーの完全子会社であったモルガン・スタンレー証券㈱のインベストメントバンキング部門を統合するとともに、商号を三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱に変更し、当社とモルガン・スタンレーの合弁会社となりました。三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱は当社の連結子会社です。
- 5 モルガン・スタンレー証券㈱におけるインベストメントバンキング部門を除いたセールスアンドトレーディング部門と資本市場(株式・債券引受)部門の事業は、平成22年5月1日付でモルガン・スタンレーMUF G証券㈱として当社とモルガン・スタンレーの合弁会社となった結果、当社の持分法適用関連会社となりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	85,201 [29,900]
---------	----------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託6,901人及び臨時従業員29,400人を含んでおりません。
- 2 []内に当第1四半期連結会計期間における臨時従業員の平均人数を外書きで記載しております。
- 3 臨時従業員数は、派遣社員を含み、期末人数・平均人数ともに、百人未満を四捨五入して記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	1,015
---------	-------

- (注) 1 当社従業員は、海外の現地採用者及び㈱三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行㈱、三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱並びに三菱UFJ投信㈱からの出向者であります。
- 2 従業員数には臨時従業員18人を含んでおりません。
- 3 従業員数には執行役員45人を含んでおりません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の性格上、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事項または重要な変更として当社が認識しているものは以下の通りです。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本四半期報告書提出日現在において判断したものです。

なお、以下の各見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応するものです。

18. テロ支援国家との取引に係るリスク

さらに、最近、米国において、イランとの経済・金融取引等を制限する新しい法律が制定されました。当該法律や追加の法令に係る動向により、当社グループの事業が制約を受ける可能性があります。また、規制に十分対応できていないと米国政府に判断された場合には、何らかの規制上の措置の対象となる可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

(1) 子会社からの借入

当社は、平成17年7月1日に実施した旧三菱証券株式会社(現在の三菱UFJ証券ホールディングス株式会社)の株式取得に係わる借入を、以下の概要のとおり、継続いたしました。

取締役会決議日	平成22年6月24日
借入先	株式会社三菱東京UFJ銀行
当初借入金額	228,498,188,490円
借入金額	228,498,188,490円
借入日(継続日)	平成22年6月30日
借入期日	平成23年6月30日

(注) 借入条件は、市場金利を勘案して決定しており、無担保、当座貸越形式によるものであります。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結会社)が判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

(1) 業績等の概要

①金融経済環境

当第1四半期連結会計期間の金融・経済環境ですが、海外経済は、アジア経済が内需拡大を背景に堅調な回復軌道を辿りましたが、欧州経済は南欧のソブリン問題の深刻化を受けて景況感が大幅に悪化したほか、米国経済も在庫復元や対策効果の一巡から減速感が徐々に強まりました。この間、わが国経済は、アジア・新興国向けを中心とする輸出の増加により引き続き持ち直し傾向を辿りましたが、在庫復元や景気対策効果の一巡から成長ペースは鈍化傾向を辿り、先行きに対する不透明感が強いなか設備投資や雇用環境の回復も緩慢なものにとどまりました。

金融情勢に目を転じますと、欧米では、EUやIMFにより南欧諸国に対する緊急金融支援策が打ち出されたほか、各国中銀による流動性供給や、中銀間の通貨スワップ協定に基づくドルの流動性供給等の危機対策が打ち出されました。わが国では、日本銀行による実質ゼロ金利政策の継続に加え、固定金利オペの拡充等を受けて、短期市場金利は緩やかに低下しました。長期市場金利はソブリン問題を受けた質への逃避の動きや内外の景気減速懸念を背景に低下傾向を辿りました。円の対ドル相場は、リスク回避の動きが継続し、円高圧力がかかりやすい状況が続きました。

②経営方針

グループ経営理念は、当社グループが経営活動を遂行するにあたっての最も基本的な姿勢を示した価値観であり、全ての活動の指針とするものです。経営戦略や経営計画の策定など、経営の意思決定のよりどころとし、また、全役職員の精神的支柱として、諸活動の基本方針としております。

具体的には以下のとおりですが、当社グループの持株会社、普通銀行、信託銀行および証券会社等は、グループ経営理念を各社の経営理念として採用し、グループ全体で遵守してまいります。

[グループ経営理念]

- (i) お客様の信頼と信用を旨とし、国内はもとよりグローバルにお客様の多様なニーズに対し、的確かつ迅速にお応えする。
- (ii) 新分野の開拓と新技術の開発に積極的に取り組み、革新的かつ高品質な金融サービスを提供する。
- (iii) 法令やルールを厳格に遵守し、公明正大で透明性の高い経営を行い、広く社会からの信頼と信用を得る。
- (iv) たゆまぬ事業の発展と適切なリスク管理により、企業価値の向上を実現すると共に、適時・適切な企業情報の開示を行い、株主の信頼に応える。
- (v) 地域の発展に寄与すると共に、環境に配慮した企業活動を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する。

(vi) グループ社員が専門性を更に高め、その能力を発揮することができる、機会と職場を提供していく。

当社グループは、普通銀行・信託銀行・証券会社に加えて、トップクラスのカード会社・リース会社・消費者金融会社・資産運用会社・米国銀行(Union Bank, N.A.)などを傘下に擁する本格的な総合金融グループです。これらグループ会社が一体となり、お客さまのあらゆる金融ニーズに対して、最高水準の商品・サービスをご提供してまいります。「サービスNo.1」「信頼度No.1」「国際性No.1」を追求することで、お客さまや社会から強く支持される「世界屈指の総合金融グループ」を目指しています。

「サービスNo.1」

- ・当社グループは、総合金融グループとしての強みを活かし、お客さま一人ひとりのニーズに合った“MUFGならでは”の高い品質のサービスをご提供してまいります。
- ・リテール・法人・受託財産(資産運用・管理)を「主要3事業」と位置づけ、これら主要3事業で設置している連結事業本部を最大限活用し、業態の枠を超え、グループ一体となって、お客さまの多様なニーズにスピーディーかつきめ細かく対応してまいります。

「信頼度No.1」

- ・当社グループは、最も信頼いただける金融グループを目指し、財務健全性のさらなる向上、コンプライアンス(法令等遵守)の徹底、内部管理態勢の強化に努めます。また、お客さま満足度(CS)の向上、社会貢献活動、環境保全などを通じ、企業の社会的責任(CSR)を果たしてまいります。

「国際性No.1」

- ・当社グループは、邦銀随一のグローバルネットワーク、各国ビジネスに精通した豊富な人材など、グループの持つ強みを最大限活用し、「国際性No.1」の金融機関として、お客さまのグローバルに広がるニーズに的確・迅速に対応してまいります。

③当第1四半期連結累計期間の業績

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

当第1四半期連結累計期間の連結業務粗利益は、前第1四半期連結累計期間比371億円増加して9,106億円となりました。これは、市場金利低下による預金収益の減少や国内外の資金需要低迷を主因とした貸出収益の減少等により資金利益が減益となる一方で、金利動向を的確に捉えたオペレーションの実施等により国債等債券関係損益をはじめとした市場関連収益が増益となったことが主な要因です。

営業費は、引続きグループワイドな経費削減に取組み、前第1四半期連結累計期間比264億円減少の5,151億円となりました。

与信関係費用総額は、2行合算(三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行の単純合算)に加え、その他の子会社も改善した結果、グループ全体では△703億円と前第1四半期連結累計期間比1,195億円改善いたしました。

また、株式等関係損益では、株式等売却益が減少したほか、株価下落に伴う株式等償却の増加もあり、前第1四半期連結累計期間比291億円悪化し、11億円の利益となりました。

以上の結果、四半期純利益は、前第1四半期連結累計期間比904億円増加して1,663億円となりました。

財政状態につきましては、総資産が前連結会計年度末比6,374億円増加して204兆7,444億円、純資産が前連結会計年度末比1,338億円減少して11兆1,656億円となりました。

主要な勘定残高といたしましては、資産の部では、貸出金は前連結会計年度末比2兆3,880億円減少して82兆4,925億円、有価証券は前連結会計年度末比2兆730億円増加して66兆375億円となりました。負債の部では、預金が前連結会計年度末比1兆7,161億円減少して122兆1,757億円となりました。

なお、金融再生法に基づく開示債権比率は、前連結会計年度末比0.13%上昇し、1.64%となりましたが、引き続き低水準を維持しております。

当第1四半期連結累計期間における主な項目の分析は、以下のとおりであります。

[経営成績の分析]

(単位：億円)	前第1四半期 連結累計期間 (A)	当第1四半期 連結累計期間 (B)	前第1四半期 連結累計期間比 (B-A)
連結業務粗利益(信託勘定償却前)	8,734	9,106	371
資金利益	5,552	5,016	△536
信託報酬	243	240	△3
役務取引等利益	2,333	2,242	△91
特定取引利益	843	678	△164
その他業務利益	△238	927	1,166
うち国債等債券関係損益	178	783	604
営業費	5,415	5,151	△264
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前)	3,318	3,954	636
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	△266	397	663
臨時損益(△は費用)	△1,689	△1,360	328
与信関係費用	△1,632	△1,100	532
貸出金償却	△529	△601	△71
個別貸倒引当金繰入額	△1,084	△512	571
その他の与信関係費用	△17	13	31
株式等関係損益	302	11	△291
株式等売却益	384	262	△122
株式等売却損	△26	△33	△6
株式等償却	△55	△217	△161
持分法による投資損益	4	△82	△87
その他の臨時損益	△364	△188	175
経常利益	1,363	2,991	1,627
特別損益	29	△113	△143
うち資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	△244	△244
税金等調整前四半期純利益	1,392	2,877	1,484
四半期純利益	759	1,663	904
与信関係費用総額(△は費用)*	△1,898	△703	1,195

* 与信関係費用総額＝信託勘定与信関係費用(連結業務粗利益内)＋一般貸倒引当金繰入額＋与信関係費用(臨時損益内)＋貸倒引当金戻入益＋偶発損失引当金戻入益(与信関連)(△は費用)

[財政状態の分析]

以下、(2行合算)は、株式会社三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社の単体数値の単純合算を示しております。

(i) 貸出金(含む信託勘定)

貸出金(含む信託勘定)は、国内店、海外店貸出の減少を主因に、前連結会計年度末比2兆3,961億円減少して82兆6,398億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末 (A)	当第1四半期 連結会計期間末 (B)	前連結 会計年度末比 (B-A)
貸出金残高(含む信託勘定)	850,359	826,398	△23,961
うち国内店(除くグループ銀行の持株会社宛貸出金)	660,356	644,235	△16,121
うち住宅ローン	174,673	174,228	△445
うち海外店	116,678	108,507	△8,170
うち国内子会社(アコム)	12,052	11,775	△276
うち国内子会社(三菱UFJニコス)	8,720	8,219	△501
うち海外子会社(ユニオンバンク・コーポレーション)	43,118	43,079	△38

<参考> 金融再生法開示債権の状況(2行合算+信託勘定)

金融再生法に基づく開示債権比率は、前連結会計年度末比0.13%上昇し、1.64%となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末 (A)	当第1四半期 連結会計期間末 (B)	前連結 会計年度末比 (B-A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,942	1,746	△195
危険債権	8,450	8,693	243
要管理債権	3,095	3,784	689
開示債権合計(A)	13,487	14,224	736
総与信合計(B)	896,185	867,167	△29,018
開示債権比率(A)／(B)	1.50%	1.64%	0.13%

(ii) 預金(2行合算)

預金(2行合算)は、国内個人預金は増加しましたが、国内法人預金その他、海外店の預金が減少し、前連結会計年度末比1兆3,198億円減少して115兆1,684億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末 (A)	当第1四半期 連結会計期間末 (B)	前連結 会計年度末比 (B-A)
預金	1,164,882	1,151,684	△13,198
うち国内個人預金	630,453	638,228	7,774
うち国内法人預金その他	445,524	423,665	△21,859
うち海外店	86,323	84,913	△1,409

* 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(iii) 有価証券含み損益(その他有価証券評価差額)

株式相場の下落により国内株式の含み益が悪化したことから、有価証券の含み損益(その他有価証券評価差額)は、前連結会計年度末比3,127億円減少して4,999億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末 (A)	当第1四半期 連結会計期間末 (B)	前連結 会計年度末比 (B-A)
有価証券含み損益	8,127	4,999	△3,127
国内株式	6,817	1,332	△5,484
国内債券	1,171	2,973	1,802
その他	138	692	554

[セグメント別の状況]

当第1四半期連結会計期間における報告セグメントの利益は、(株)三菱東京UFJ銀行で1,349億円、三菱UFJ信託銀行(株)で202億円、三菱UFJ証券ホールディングス(株)で227億円、消費者金融ファイナンス子会社で21億円となりました。

[国内・海外別収支]

国内・海外別収支の内訳は次のとおりであります。

当第1四半期連結会計期間の資金運用収支・信託報酬・役員取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は、国内が9,510億円で前年同期比1,421億円の増益、海外が2,015億円で前年同期比10億円の減益となった結果、国内及び海外の合計では、9,106億円で前年同期比371億円の増益となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結会計期間	518,808	130,902	94,421	555,288
	当第1四半期連結会計期間	562,798	125,973	187,100	501,671
うち資金運用収益	前第1四半期連結会計期間	667,553	243,740	141,622	769,671
	当第1四半期連結会計期間	676,587	191,109	229,665	638,031
うち資金調達費用	前第1四半期連結会計期間	148,745	112,837	47,201	214,382
	当第1四半期連結会計期間	113,789	65,136	42,564	136,360
信託報酬	前第1四半期連結会計期間	22,550	3,330	1,483	24,397
	当第1四半期連結会計期間	22,758	2,923	1,588	24,093
役員取引等収支	前第1四半期連結会計期間	215,534	53,383	35,589	233,328
	当第1四半期連結会計期間	234,466	41,131	51,395	224,202
うち役員取引等収益	前第1四半期連結会計期間	272,017	59,503	57,257	274,263
	当第1四半期連結会計期間	276,367	44,909	56,195	265,081
うち役員取引等費用	前第1四半期連結会計期間	56,483	6,120	21,667	40,935
	当第1四半期連結会計期間	41,900	3,778	4,800	40,878
特定取引収支	前第1四半期連結会計期間	68,650	24,824	9,134	84,341
	当第1四半期連結会計期間	59,843	15,497	7,454	67,886
うち特定取引収益	前第1四半期連結会計期間	68,650	25,081	9,390	84,341
	当第1四半期連結会計期間	60,136	15,803	7,529	68,409
うち特定取引費用	前第1四半期連結会計期間	—	256	256	—
	当第1四半期連結会計期間	292	305	75	523
その他業務収支	前第1四半期連結会計期間	△16,650	△9,828	△2,604	△23,875
	当第1四半期連結会計期間	71,148	16,048	△5,558	92,755
うちその他業務収益	前第1四半期連結会計期間	85,567	56,334	20,299	121,602
	当第1四半期連結会計期間	100,447	23,836	5,567	118,716
うちその他業務費用	前第1四半期連結会計期間	102,218	66,162	22,903	145,477
	当第1四半期連結会計期間	29,298	7,787	11,126	25,960

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社(海外店を除く。以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別役務取引の状況]

国内及び海外の役務取引等収支の状況は次のとおりであります。

当第1四半期連結会計期間の国内の役務取引は、役務取引等収益が2,763億円で前年同期比43億円の増収、役務取引等費用が419億円で前年同期比145億円減少した結果、役務取引等収支では、前年同期比189億円増加して2,344億円となりました。海外の役務取引は、役務取引等収益が449億円で前年同期比145億円の減収、役務取引等費用が37億円で前年同期比23億円減少した結果、役務取引等収支では、前年同期比122億円減少して411億円となりました。

この結果、国内及び海外の役務取引等収支合計では、前年同期比91億円減少して2,242億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結会計期間	272,017	59,503	57,257	274,263
	当第1四半期連結会計期間	276,367	44,909	56,195	265,081
うち為替業務	前第1四半期連結会計期間	39,672	2,847	345	42,174
	当第1四半期連結会計期間	38,884	2,932	307	41,509
うちその他 商業銀行業務	前第1四半期連結会計期間	44,601	39,855	7,477	76,979
	当第1四半期連結会計期間	44,859	28,957	8,202	65,614
うち信託関連業務	前第1四半期連結会計期間	18,433	—	1,765	16,667
	当第1四半期連結会計期間	18,010	—	1,451	16,558
うち保証業務	前第1四半期連結会計期間	28,392	2,596	8,618	22,369
	当第1四半期連結会計期間	26,855	2,784	8,844	20,795
うち証券関連業務	前第1四半期連結会計期間	26,842	3,977	1,892	28,927
	当第1四半期連結会計期間	32,228	3,615	2,787	33,056
役務取引等費用	前第1四半期連結会計期間	56,483	6,120	21,667	40,935
	当第1四半期連結会計期間	41,900	3,778	4,800	40,878
うち為替業務	前第1四半期連結会計期間	8,725	350	39	9,036
	当第1四半期連結会計期間	8,493	312	25	8,780

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務等を含んでおります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外特定取引の状況]

国内及び海外の特定取引収支の状況は次のとおりであります。

当第1四半期連結会計期間の国内の特定取引は、特定取引収益が601億円で前年同期比85億円の減収、特定取引費用が2億円で前年同期比2億円増加した結果、特定取引収支では、前年同期比88億円減少して598億円となりました。海外の特定取引は、特定取引収益が158億円で前年同期比92億円の減収、特定取引費用が3億円で前年同期比49百万円増加した結果、特定取引収支では、前年同期比93億円減少して154億円となりました。

この結果、国内及び海外の特定取引収支合計では、前年同期比164億円減少して678億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第1四半期連結会計期間	68,650	25,081	9,390	84,341
	当第1四半期連結会計期間	60,136	15,803	7,529	68,409
うち商品有価証券収益	前第1四半期連結会計期間	34,665	△4,950	—	29,714
	当第1四半期連結会計期間	25,693	9,316	81	34,928
うち特定取引有価証券収益	前第1四半期連結会計期間	1,946	△592	5	1,347
	当第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前第1四半期連結会計期間	28,124	30,624	9,394	49,353
	当第1四半期連結会計期間	32,575	6,486	7,445	31,616
うちその他の特定取引収益	前第1四半期連結会計期間	3,914	1	△9	3,925
	当第1四半期連結会計期間	1,867	—	2	1,865
特定取引費用	前第1四半期連結会計期間	—	256	256	—
	当第1四半期連結会計期間	292	305	75	523
うち商品有価証券費用	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	74	1	75	—
うち特定取引有価証券費用	前第1四半期連結会計期間	—	5	5	—
	当第1四半期連結会計期間	218	304	—	523
うち特定金融派生商品費用	前第1四半期連結会計期間	—	251	251	—
	当第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別預金残高の状況]

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	105,927,084	17,579,067	1,273,310	122,232,841
	当第1四半期連結会計期間	106,712,843	16,780,642	1,317,723	122,175,761
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	57,697,462	6,222,605	361,076	63,558,991
	当第1四半期連結会計期間	61,181,147	7,798,081	347,066	68,632,162
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	42,401,911	11,196,933	891,990	52,706,854
	当第1四半期連結会計期間	40,547,438	8,826,327	933,476	48,440,289
うちその他	前第1四半期連結会計期間	5,827,710	159,528	20,242	5,966,995
	当第1四半期連結会計期間	4,984,257	156,233	37,180	5,103,309
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	5,134,481	3,774,575	628,790	8,280,267
	当第1四半期連結会計期間	6,350,922	5,648,699	724,930	11,274,691
総合計	前第1四半期連結会計期間	111,061,565	21,353,643	1,902,100	130,513,108
	当第1四半期連結会計期間	113,063,765	22,429,341	2,042,653	133,450,453

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別貸出金残高の状況]

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年6月30日		平成22年6月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	70,535,141	100.00	65,611,311	100.00
製造業	10,503,339	14.89	9,483,458	14.45
建設業	1,346,006	1.91	1,148,909	1.75
卸売業、小売業	7,093,208	10.06	6,677,707	10.18
金融業、保険業	5,338,152	7.57	5,035,436	7.68
不動産業、物品賃貸業	12,149,788	17.22	11,296,731	17.22
各種サービス業	3,438,235	4.87	3,137,399	4.78
その他	30,666,409	43.48	28,831,669	43.94
海外及び特別国際金融取引勘定分	20,509,807	100.00	16,881,274	100.00
政府等	310,973	1.52	347,024	2.06
金融機関	2,351,279	11.46	2,630,658	15.58
その他	17,847,555	87.02	13,903,591	82.36
合計	91,044,949	—	82,492,586	—

(注) 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。

「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の減少などにより、前第1四半期連結会計期間比351億円収入が減少して、3兆8,199億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が減少したことなどにより、前第1四半期連結会計期間比4,832億円支出が減少して、3兆2,907億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の償還及び自己株式の取得による支出が増加したことなどにより、前第1四半期連結会計期間比7,707億円支出が増加して、6,617億円の支出となりました。

現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高は前第1四半期連結会計期間末比3,016億円減少して3兆9,811億円となりました。

(3) 対処すべき課題

平成22年度は、平成21年度にスタートさせた中期経営計画の折り返しに当たり、危機対応として経営基盤を再構築するフェーズから、持続的成長を実現するフェーズへの橋渡しとなる重要な年でありま
す。一層の効率化に努めつつ健全性を維持した上で、一段の利益成長を目指すとともに、株主還元の充
実が図れるよう、以下を重点課題として取り組んでまいります。

(成長戦略の推進)

当社グループでは、上述の通り、リテール・法人・受託財産を「主要3事業」と位置づけ、持株会社
に設置した連結事業本部が業態の枠を超えてグループ総合力を発揮し、成長戦略を推進いたします。

リテール事業では、お客さまのライフステージに合わせて資産運用、相続・不動産、借入れなどの
様々なニーズにお応えする商品を提供してまいります。

法人事業では、モルガン・スタンレーとのグローバルな協働を推進し、国内の証券会社統合によるシ
ナジーの早期実現を目指すなど、CIB戦略を強力に推進します。また、欧米や成長期待の高いアジア
においてはM&A戦略を含めてビジネスの拡大を目指します。

受託財産事業では、グループ内連携や商品開発の強化を通じて受託残高の増強を図るとともに、グロ
ーバルな運用機関としてのプレゼンスの向上にも努めます。

グループ力を結集し、成長フェーズに向けた収益力の強化を図ってまいります。

(経営基盤の強化)

経営基盤の強化についても、引き続きしっかりと進めてまいります。

本部組織の簡素化・業務の効率化を図ったうえで本部人員を削減し、営業現場や戦略分野に投入する
など、経費構造の一層の効率化に取り組んでまいります。

また、リスクリターン重視の観点から、引き続き保有株式の削減に努めるとともに、グループベース
で信用リスクのコントロールに努めます。

加えて、国際的な自己資本規制改革の動向も注視しつつ、自己資本の適切な管理・運営に取り組み、
円滑な資金供給に努めてまいります。

(CSR経営の推進・ブランドの強化)

MUFGならではのサービスの提供によりお客さま満足度の向上を図るとともに、CSR(企業の社
会的責任)を重視した経営を実践してまいります。このため、当社グループの役職員一人ひとりが、
「お客さま起点」、「現場起点」で主体的に考え行動してまいります。

当社グループは、「地球環境問題への対応」、「次世代社会の担い手育成」の2つをCSR活動の重点領域と定めています。特に環境問題については「MUFG環境に関する行動方針」を制定し、具体的な取り組みを進めています。総合金融グループならではの視点に立ち、社会・環境面への取り組みに熱心な企業・個人に必要な資金が供給されるようサポートしていくとともに、お客さまの社会貢献・環境対策に直接結びつく商品・サービスの提供に努めてまいります。

今後とも、「サービスNo.1、信頼度No.1、国際性No.1」をモットーに、広く社会の皆さまから共感・支持をいただけるMUFGブランドの維持・強化に努めてまいります。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備にかかる重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、増改築等のうち、当第1四半期連結会計期間中に完了したものは次のとおりであります。

(株)三菱東京UFJ銀行 (注)

	会社名	区分	設備の内容	完了年月
国内連結 子会社	(株)三菱東京UFJ銀行	建替	営業店(荻窪支店)	平成22年5月
		更改	外貨有価証券システム	平成22年6月

(コンシューマーファイナンス子会社) (注)

	会社名	区分	設備の内容	完了年月
国内連結 子会社	三菱UFJニコス(株)	新設・改修	総量規制関連システム	平成22年6月

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、増改築等のうち、当第1四半期連結会計期間中に重要な変更のあったものは次のとおりであります。

(株)三菱東京UFJ銀行 (注)

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	変更の内容
海外連結 子会社	UnionBanCal Corporation	子会社 店舗	北米地区	新設・拡充・ 改修	店舗の防犯強化 設備等設置	完了予定時期の変更 (変更前) 平成22年5月 (変更後) 平成22年10月

(注) 当第1四半期連結会計期間より、セグメント情報の区分を「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等に基づき変更しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,000,000,000
第三種優先株式	120,000,000
第1回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第2回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第3回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第4回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第1回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第2回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第3回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第4回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第1回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第2回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第3回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第4回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第十一種優先株式	1,000
計	33,920,001,000

- (注) 1 第1回ないし第4回第五種優先株式の発行可能株式総数は併せて400,000,000株を超えないものとする。
2 第1回ないし第4回第六種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。
3 第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,149,145,820	14,150,766,520	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券取引所	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 (注)3 (注)4
第1回第五種優先株式	156,000,000	同左	—	(注)3 (注)5
第十一種優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権付 社債券等)	1,000	同左	—	(注)2 (注)3 (注)6
計	14,305,146,820	14,306,767,520 (注)1	—	—

(注) 1 提出日現在発行数には、平成22年8月1日から四半期報告書を提出する日までの新株予約権(ストックオプション)の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 第十一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(1) 第十一種優先株式には取得価額の下方修正条項が付されており、普通株式の株価の下落により第十一種優先株式の取得価額が下方に修正された場合には、これにより当該優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加します。ただし、提出日現在の取得価額は、下記(3)に記載の下限取得価額である865円90銭であるため、以後取得価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することはありません。

(2) 取得価額の修正の基準および頻度

① 修正の基準

毎年7月15日(決定日)に終了する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1円未満は切り上げる。)

② 修正の頻度

1年に1度(平成18年8月1日以降平成25年8月1日までの毎年8月1日)

(3) 取得価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

① 取得価額の下限

865円90銭

② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限1,160株(提出日現在の普通株式の発行済株式総数の0.00%)

(4) 当社の決定による第十一種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

(5) 第十一種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

3 財務政策上の柔軟性を確保するために、異なる内容の株式として普通株式および複数の種類の優先株式を発行しております。単元株式数は、普通株式および優先株式のそれぞれにつき100株であります。

4 議決権を有しております。

5 第1回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回第五種優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき115円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)(ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、本優先株式1株につき43円とする。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき57円50銭の優先中

間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2,500円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 取得条項

当社は、平成26年4月1日以降は、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、本優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。

(6) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)は無い。

(7) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。

6 第十一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第十一種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年5円30銭の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2円65銭の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)は無い。

(6) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 取得請求

① 取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成26年7月31日までとする。

② 取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した本優先株式数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り

上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。

③ 取得価額等の条件

イ 当初取得価額

当初取得価額は、918,700円とする。

ロ 取得価額の修正

取得価額は、平成18年7月15日以降平成25年7月15日まで毎年7月15日(決定日)に終了する、30取引日(修正計算期間)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1円未満は切り上げる。)が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の8月1日において、上記の計算の結果算出された金額に修正されるものとする。ただし、それぞれの算出金額が918,700円(下限取得価額)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。なお、修正計算期間において、下記ハに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記ハに準じて調整される。

ハ 取得価額の調整

取得価額(下限取得価額を含む。)は、当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行を行った場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整する。ただし、計算の結果取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも便宜調整される。

なお、平成21年12月25日付で取得価額および下限取得価額は次のとおり調整された。

調整後取得価額 865円90銭

調整後下限取得価額 865円90銭

(8) 一斉取得

平成26年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成26年8月1日をもって取得し、これと引換えに1株につき1,000円を平成26年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が802円60銭を下回るときは、1,000円を802円60銭で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

①新株予約権

平成19年11月21日 取締役会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	15,021
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,502,100
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成19年12月6日～平成49年12月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	① 発行価格 1株当たり1,033円 ② 資本組入額 1株当たり517円
新株予約権の行使の条件	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、または三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、または三菱UFJ信託銀行株式会社の監査役的地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。 ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定める内容に準じて決定する。

	第1 四半期会計期間末現在 (平成22年 6月30日)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>

- (注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。
- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
- また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成20年 6 月 27 日 取締役会決議	
	第 1 四半期会計期間末現在 (平成22年 6 月 30 日)
新株予約権の数(個)	23,980
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,398,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年 7 月 15 日～平成50年 7 月 14 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	① 発行価格 1 株当たり924円 ② 資本組入額 1 株当たり462円
新株予約権の行使の条件	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の監査役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。 ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定める内容に準じて決定する。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成21年 6 月 26 日 取締役会決議	
	第 1 四半期会計期間末現在 (平成22年 6 月 30 日)
新株予約権の数(個)	48,046
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,804,600
新株予約権の行使時の払込金額	株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数に乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成21年 7 月 14 日～平成51年 7 月 13 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	① 発行価格 1 株当たり 488 円 ② 資本組入額 1 株当たり 244 円
新株予約権の行使の条件	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の監査役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。 ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定める内容に準じて決定する。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第十一種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日 (注1)	△100,000,000	14,304,415,920	—	2,136,582	—	2,136,600
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日 (注2)	730,900	14,305,146,820	253	2,136,835	253	2,136,853

(注) 1 平成22年4月1日付で第一回第三種優先株式100,000,000株を取得後、同日付で消却しております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。

2 新株予約権(ストックオプション)の行使によるものであります。

3 当第1四半期会計期間末後、この四半期報告書の提出日前月末までに新株予約権(ストックオプション)の行使により、発行済株式総数が1,620,700株、資本金および資本準備金がそれぞれ603百万円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

① 普通株式

当第1四半期会計期間において、普通株式の大株主の異動は把握しておりません。なお、大量保有報告書の写しの送付はありません。

② 第一回第三種優先株式

平成22年4月1日付で第一回第三種優先株式100,000,000株を取得後、同日付で消却しております。

③ 第1回第五種優先株式

当第1四半期会計期間に異動はありません。

④ 第十一種優先株式

当第1四半期会計期間に異動はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年3月31日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第三種優先株式 100,000,000	—	1 [株式等の状況] の(1) [株式の総数等] に記載して おります。
	第1回第五種優先株式 156,000,000	—	
	第十一種優先株式 1,000	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 426,900	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 13,699,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,128,574,300	141,285,743	—
単元未満株式	普通株式 5,714,020	—	—
発行済株式総数	14,404,415,920	—	—
総株主の議決権	—	141,285,743	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、実質的に保有していない子会社名義の株式29,000株(議決権290個)が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内 二丁目7番1号	426,900	—	426,900	0.00
(相互保有株式) アコム株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目1番1号	12,197,200	—	12,197,200	0.08
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目4番1号	617,600	—	617,600	0.00
株式会社中京銀行	名古屋市中区栄 三丁目33番13号	286,700	—	286,700	0.00
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷 三丁目33番5号	285,000	—	285,000	0.00
株式会社大正銀行	大阪市中央区今橋 二丁目5番8号	274,400	—	274,400	0.00
アイ・アール債権回収 株式会社	東京都千代田区麹町 三丁目4番地	35,000	—	35,000	0.00
ヤマガタ食品株式会社	静岡県沼津市双葉町 9-11-13	3,800	—	3,800	0.00
計	—	14,126,600	—	14,126,600	0.09

(注) 1 株主名簿上は、三菱UFJ証券株式会社累積投資口、三菱UFJニコス株式会社およびUFJつばさ証券株式会社(平成17年10月1日に三菱UFJ証券株式会社に商号変更)の各名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が、それぞれ27,600株、800株および600株あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 三菱UFJ証券株式会社が保有する株式は、平成22年4月1日付で同社の子会社である三菱UFJ証券分割準備株式会社に吸収分割の方法により承継され、同日付で三菱UFJ証券株式会社は会社名を三菱UFJ証券ホールディングスに変更し、三菱UFJ証券分割準備株式会社は会社名を三菱UFJ証券株式会社に変更しております。また、三菱UFJ証券株式会社は、平成22年5月1日付で会社名を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に変更しております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	520	480	449
最低(円)	483	435	399

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 優先株式

各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されておられません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に定める分類に準じて記載しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）及び前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第1四半期連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）及び前第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
現金預け金	7,032,695	7,495,050
コールローン及び買入手形	430,496	482,546
買現先勘定	5,232,069	3,559,309
債券貸借取引支払保証金	3,013,304	5,770,044
買入金銭債権	2,840,102	2,967,002
特定取引資産	18,045,836	16,448,683
金銭の信託	336,447	362,789
有価証券	※5 66,037,534	※5 63,964,461
貸出金	※1 82,492,586	※1 84,880,603
外国為替	1,166,305	1,051,325
その他資産	7,818,104	6,416,721
有形固定資産	※2 1,356,075	※2 1,357,449
無形固定資産	※3 1,111,575	※3 1,152,606
繰延税金資産	644,713	646,495
支払承諾見返	8,475,789	8,889,771
貸倒引当金	△1,289,222	△1,337,922
資産の部合計	204,744,412	204,106,939
負債の部		
預金	122,175,761	123,891,946
譲渡性預金	11,274,691	11,019,571
コールマネー及び売渡手形	2,281,427	1,907,366
売現先勘定	13,019,930	11,843,211
債券貸借取引受入担保金	2,736,945	3,632,170
コマーシャル・ペーパー	165,504	196,929
特定取引負債	10,994,224	9,894,186
借入金	5,494,228	6,235,917
外国為替	964,763	704,233
短期社債	418,434	480,545
社債	6,619,566	7,022,868
信託勘定借	1,570,487	1,559,765
その他負債	6,852,353	4,933,405
賞与引当金	13,836	52,278
役員賞与引当金	256	751
退職給付引当金	61,857	61,821
役員退職慰労引当金	1,222	1,523
ポイント引当金	9,554	8,717
偶発損失引当金	220,026	239,224
特別法上の引当金	2,228	3,098
繰延税金負債	36,724	39,210
再評価に係る繰延税金負債	188,953	188,963
支払承諾	8,475,789	8,889,771
負債の部合計	193,578,771	192,807,479

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
資本金	2,136,835	2,136,582
資本剰余金	2,173,641	2,423,322
利益剰余金	4,475,079	4,405,512
自己株式	△6,436	△6,633
株主資本合計	8,779,120	8,958,783
その他有価証券評価差額金	166,793	403,490
繰延ヘッジ損益	81,445	92,402
土地再評価差額金	142,850	142,848
為替換算調整勘定	△236,961	△254,800
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額	△36,761	△36,930
評価・換算差額等合計	117,367	347,011
新株予約権	6,108	6,451
少数株主持分	2,263,044	1,987,213
純資産の部合計	11,165,641	11,299,459
負債及び純資産の部合計	204,744,412	204,106,939

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
経常収益	1,335,642	1,168,880
資金運用収益	769,671	638,031
(うち貸出金利息)	521,411	416,864
(うち有価証券利息配当金)	145,232	142,135
信託報酬	24,397	24,093
役務取引等収益	274,263	265,081
特定取引収益	84,341	68,409
その他業務収益	121,602	118,716
その他経常収益	※1 61,365	※1 54,548
経常費用	1,199,313	869,752
資金調達費用	214,442	136,398
(うち預金利息)	91,906	57,924
役務取引等費用	40,935	40,878
特定取引費用	—	523
その他業務費用	145,477	25,960
営業経費	566,116	530,673
その他経常費用	※2 232,340	※2 135,317
経常利益	136,328	299,128
特別利益	14,773	17,410
固定資産処分益	14	352
償却債権取立益	12,336	16,187
金融商品取引責任準備金取崩額	247	870
その他の特別利益	2,175	—
特別損失	11,836	28,778
固定資産処分損	6,684	1,481
減損損失	4,454	144
持分変動損失	—	2,704
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	24,447
その他の特別損失	697	—
税金等調整前四半期純利益	139,266	287,760
法人税、住民税及び事業税	17,448	22,519
法人税等調整額	29,099	73,054
法人税等合計	46,547	95,574
少数株主損益調整前四半期純利益		192,185
少数株主利益	16,777	25,837
四半期純利益	75,940	166,348

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	139,266	287,760
減価償却費	58,085	57,955
減損損失	4,454	144
のれん償却額	8,230	8,280
負ののれん償却額	△1,472	△397
持分法による投資損益 (△は益)	△459	8,293
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	36,730	△50,020
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	△855	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△28,768	△38,660
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△62	△488
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△9,565	△8
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△484	△301
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	766	837
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	△31,520	△19,401
資金運用収益	△769,671	△638,031
資金調達費用	214,442	136,398
有価証券関係損益 (△)	△48,070	△79,432
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	2,273	△51
為替差損益 (△は益)	△283,583	657,227
固定資産処分損益 (△は益)	6,665	1,128
特定取引資産の純増 (△) 減	755,333	△1,732,966
特定取引負債の純増減 (△)	△837,284	1,173,526
約定済未決済特定取引調整額	13,578	885,255
貸出金の純増 (△) 減	1,531,201	2,523,222
預金の純増減 (△)	1,659,374	△1,839,140
譲渡性預金の純増減 (△)	687,235	251,938
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△1,424,107	△773,283
預け金 (現金同等物を除く) の純増 (△) 減	△44,025	377,615
コールローン等の純増 (△) 減	221,127	△1,490,101
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	1,589,846	2,745,200
コールマネー等の純増減 (△)	161,816	1,693,670
コマーシャル・ペーパーの純増減 (△)	△39,880	△33,435
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△634,264	△884,366
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	130,032	△112,568
外国為替 (負債) の純増減 (△)	51,268	259,127
短期社債 (負債) の純増減 (△)	41,830	△62,110
普通社債発行及び償還による増減 (△)	51,084	△76,586
信託勘定借の純増減 (△)	△101,776	10,721
資金運用による収入	807,103	680,164
資金調達による支出	△211,309	△142,982
その他	175,861	65,370
小計	3,880,445	3,849,504
法人税等の支払額	△25,365	△29,534
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,855,080	3,819,969

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△36,534,820	△31,762,074
有価証券の売却による収入	22,162,178	14,436,448
有価証券の償還による収入	10,695,647	14,071,668
金銭の信託の増加による支出	△75,647	△130,769
金銭の信託の減少による収入	55,060	145,719
有形固定資産の取得による支出	△36,860	△16,180
無形固定資産の取得による支出	△40,636	△41,102
有形固定資産の売却による収入	1,579	5,646
無形固定資産の売却による収入	11	237
子会社株式の取得による支出	△202	—
子会社株式の売却による収入	170	—
その他	△479	△353
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,773,998	△3,290,759
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	31,500	—
劣後特約付借入金返済による支出	△27,000	—
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	203,200	49,888
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△22,974	△352,842
少数株主からの払込みによる収入	0	37
配当金の支払額	△67,923	△96,845
少数株主への配当金の支払額	△6,728	△10,923
自己株式の取得による支出	△12	△250,007
自己株式の売却による収入	230	272
子会社の自己株式の取得による支出	△1,266	△1,317
子会社の自己株式の処分による収入	0	—
その他	0	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	109,026	△661,738
現金及び現金同等物に係る換算差額	60,733	3,409
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	250,841	△129,117
現金及び現金同等物の期首残高	4,032,013	4,110,281
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 4,282,855	※1 3,981,163

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>MMパートナーシップ他4社は、新規設立等により、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>UFJ Preferred Capital 1 Limitedは、清算により消滅したため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除いております。</p> <p>三菱UFJ証券株式会社は、平成22年4月1日付で会社名を三菱UFJ証券ホールディングス株式会社に変更しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 240社</p>
2 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社</p> <p>① 持分法適用関連会社の変更</p> <p>モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社他3社は、議決権の取得等により、当第1四半期連結会計期間より持分法を適用しております。</p> <p>株式会社泉州銀行は、合併により消滅したため、当第1四半期連結会計期間より持分法の対象から除いております。</p> <p>② 変更後の持分法適用関連会社の数 65社</p>
3 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間から企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会)を適用しております。</p> <p>これにより、「経常利益」は319百万円減少し、「税金等調整前四半期純利益」は24,586百万円減少しております。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間から企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)、企業会計基準第23号「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」(平成20年12月26日公表分 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)に基づく「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等及び「破綻懸念先」で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、平成22年3月期において算定した貸倒引当率等の合理的な基準を使用して計上しております。
3 税金費用の計算	法人税等につきましては、年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定しております。
4 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を用いております。
5 経過勘定項目の算定方法	一部の経過勘定項目につきましては、合理的な算定方法による概算額で計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																												
<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">99,740百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">1,228,526百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">49,759百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">463,492百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">1,106,720百万円</p> <p>※3 のれん及び負ののれんは相殺し、無形固定資産に含めて表示しております。なお、相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">のれん</td> <td style="text-align: right;">508,778百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">負ののれん</td> <td style="text-align: right;">28,648百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>純額</u></td> <td style="text-align: right;"><u>480,130百万円</u></td> </tr> </table> <p>4 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,045,313百万円、貸付信託32,929百万円であります。</p> <p>※5 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,483,662百万円であります。</p>	破綻先債権額	99,740百万円	延滞債権額	1,228,526百万円	3ヵ月以上延滞債権額	49,759百万円	貸出条件緩和債権額	463,492百万円	のれん	508,778百万円	負ののれん	28,648百万円	<u>純額</u>	<u>480,130百万円</u>	<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">113,104百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">1,212,609百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">29,175百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">411,137百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">1,092,746百万円</p> <p>※3 のれん及び負ののれんは相殺し、無形固定資産に含めて表示しております。なお、相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">のれん</td> <td style="text-align: right;">541,562百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">負ののれん</td> <td style="text-align: right;">29,046百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>純額</u></td> <td style="text-align: right;"><u>512,515百万円</u></td> </tr> </table> <p>4 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,086,286百万円、貸付信託41,774百万円であります。</p> <p>※5 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,552,623百万円であります。</p>	破綻先債権額	113,104百万円	延滞債権額	1,212,609百万円	3ヵ月以上延滞債権額	29,175百万円	貸出条件緩和債権額	411,137百万円	のれん	541,562百万円	負ののれん	29,046百万円	<u>純額</u>	<u>512,515百万円</u>
破綻先債権額	99,740百万円																												
延滞債権額	1,228,526百万円																												
3ヵ月以上延滞債権額	49,759百万円																												
貸出条件緩和債権額	463,492百万円																												
のれん	508,778百万円																												
負ののれん	28,648百万円																												
<u>純額</u>	<u>480,130百万円</u>																												
破綻先債権額	113,104百万円																												
延滞債権額	1,212,609百万円																												
3ヵ月以上延滞債権額	29,175百万円																												
貸出条件緩和債権額	411,137百万円																												
のれん	541,562百万円																												
負ののれん	29,046百万円																												
<u>純額</u>	<u>512,515百万円</u>																												

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益38,468百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額134,093百万円、貸出金償却52,990百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益26,221百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸出金償却60,109百万円を含んでおります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)												
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成21年6月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>6,874,794</td> </tr> <tr> <td>定期性預け金及び譲渡性預け金</td> <td>△2,591,939</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>4,282,855</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	6,874,794	定期性預け金及び譲渡性預け金	△2,591,939	現金及び現金同等物	<u>4,282,855</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成22年6月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>7,032,695</td> </tr> <tr> <td>定期性預け金及び譲渡性預け金</td> <td>△3,051,531</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>3,981,163</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	7,032,695	定期性預け金及び譲渡性預け金	△3,051,531	現金及び現金同等物	<u>3,981,163</u>
現金預け金勘定	6,874,794												
定期性預け金及び譲渡性預け金	△2,591,939												
現金及び現金同等物	<u>4,282,855</u>												
現金預け金勘定	7,032,695												
定期性預け金及び譲渡性預け金	△3,051,531												
現金及び現金同等物	<u>3,981,163</u>												

(株主資本等関係)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

		当第1四半期連結会計期間末株式数
発行済株式		
普通株式		14,149,145
第1回第五種優先株式		156,000
第十一種優先株式		1
合計		14,305,146
自己株式		
普通株式		9,395
合計		9,395

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分		新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数 (株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
当社	新株予約権 (自己新株予約権)	—	(—)	(—)
	ストック・オプションと しての新株予約権	—	—	6,103
連結子会社 (自己新株予約権)		—	—	4 (—)
合計		—	—	6,108 (—)

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	84,887	6	平成22年3月31日	平成22年6月29日	利益剰余金
	第一回第三種 優先株式	3,000	30	平成22年3月31日	平成22年6月29日	利益剰余金
	第1回第五種 優先株式	8,970	57.5	平成22年3月31日	平成22年6月29日	利益剰余金
	第十一種 優先株式	0	2.65	平成22年3月31日	平成22年6月29日	利益剰余金

なお、配当金の総額のうち、78百万円は、連結子会社への支払であります。

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	銀行業 (百万円)	信託銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	クレジット カード・ 貸金業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	893,187	120,924	118,387	155,974	47,168	1,335,642	—	1,335,642
(2) セグメント間の 内部経常収益	27,553	8,641	3,777	3,139	108,622	151,735	(151,735)	—
計	920,741	129,565	122,165	159,114	155,791	1,487,378	(151,735)	1,335,642
経常利益 (△は経常損失)	82,519	24,059	22,942	△5,669	114,680	238,531	(102,202)	136,328

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、リース業等が属しております。

3 その他における経常利益には、当社が計上した関係会社からの受取配当金94,797百万円が含まれております。

4 事業区分の方法

平成20年12月にアコム株式会社が連結子会社となり、コンシューマーファイナンス事業としての「貸金業」の重要性が高まったことに伴い、前連結会計年度の第3四半期連結累計期間より、従来「その他」に含まれていた「貸金業」を区分し、「クレジットカード業」を含めた「クレジットカード・貸金業」として表示しております。

なお、当第1四半期連結累計期間の「クレジットカード・貸金業」に含まれる「貸金業」の経常収益及び経常利益は、それぞれ以下のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間

経常収益 68,476百万円

経常利益 2,311百万円

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア ・オセ アニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	995,945	155,320	1,966	98,289	84,119	1,335,642	—	1,335,642
(2) セグメント間の 内部経常収益	19,563	9,763	25,613	14,525	6,858	76,325	(76,325)	—
計	1,015,509	165,084	27,580	112,815	90,978	1,411,967	(76,325)	1,335,642
経常利益 (△は経常損失)	92,787	△18,188	14,243	26,242	23,418	138,504	(2,175)	136,328

- (注) 1 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

【海外経常収益】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	339,696
II 連結経常収益	1,335,642
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	25.4

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
- 2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっております。

当社グループは傘下に普通銀行・信託銀行・証券会社に加え、トップクラスのカード会社・消費者金融会社等を擁し、本格的な総合金融サービスを展開しております。また、リテール・法人・受託財産を主要3事業とする連結事業本部制度を導入し、業態の枠を超えてグループ総合力を発揮し、付加価値の高い金融商品・サービスをタイムリーに提供する連結経営を展開しております。

当社グループは傘下の各エンティティと連結事業本部を基礎とする複数のセグメント区分を有するマトリクス組織を採用することから、将来のキャッシュ・フロー予測を適切に評価いただくため、異なる業界・規制環境下にある以下の主要エンティティ(連結ベース)を報告セグメントとしております。

㈱三菱東京UFJ銀行：銀行業務

三菱UFJ信託銀行㈱：銀行業務・信託業務

三菱UFJ証券ホールディングス㈱：証券業務

コンシューマーファイナンス子会社：クレジットカード業務・貸金業務

(注) コンシューマーファイナンス子会社には、三菱UFJニコス㈱及びアコム㈱が含まれております。

2 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位：百万円)

	㈱三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行㈱	三菱UFJ証券ホールディングス㈱	コンシューマーファイナンス子会社	その他	計	調整額	四半期連結損益計算書計上額
経常収益								
外部顧客に対する経常収益	778,491	132,507	83,960	135,376	38,545	1,168,880	—	1,168,880
セグメント間の内部経常収益等	23,075	9,115	5,679	5,489	181,988	225,348	△225,348	—
計	801,566	141,622	89,639	140,865	220,534	1,394,229	△225,348	1,168,880
セグメント利益	134,994	20,206	22,799	2,117	187,181	367,299	△200,951	166,348

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」には、当社、三菱UFJ投信㈱等が含まれております。

3 セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去等△162,262百万円、三菱UFJ証券ホールディングス㈱の組織再編に伴う損益△26,816百万円、及び各セグメントに配分していない持分法投資損益・のれん及び負ののれん償却額・税金費用・少数株主損益が△11,872百万円含まれております。

4 「その他」におけるセグメント利益には、当社が計上した関係会社からの受取配当金179,346百万円が含まれております。

5 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の四半期純利益と調整を行っております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間から企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(平成21年3月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(平成20年3月21日 企業会計基準委員会)を適用しております。

(金融商品関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

I 当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日現在)

科目	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
買現先勘定	5,232,069	5,232,069	—
債券貸借取引支払保証金	3,013,304	3,013,304	—
外国為替(負債)	964,763	964,763	—
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	433,554	433,554	—

(注) 1 買現先勘定及び債券貸借取引支払保証金の時価の算定方法

これらは、約定期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

2 外国為替(負債)の時価の算定方法

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は約定期間が短期間(1年以内)であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3 デリバティブ取引の時価の算定方法

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引(債券先物、債券先物オプション等)等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(追加情報)

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き、当第1四半期連結会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割引くことにより算定しております。

II 前連結会計年度末(平成22年3月31日現在)

科目	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
買現先勘定	3,559,309	3,559,309	—
債券貸借取引支払保証金	5,770,044	5,770,044	—
外国為替(負債)	704,233	704,233	—
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	277,510	277,510	—

(注) 1 買現先勘定及び債券貸借取引支払保証金の時価の算定方法

これらは、約定期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

2 外国為替(負債)の時価の算定方法

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は約定期間が短期間(1年以内)であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3 デリバティブ取引の時価の算定方法

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(有価証券関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

I 当第1四半期連結会計期間末

四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権等も含めて記載しております。

その他有価証券で時価のあるもの(平成22年6月30日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	3,522,466	3,655,765	133,299
債券	45,058,800	45,356,163	297,362
国債	40,628,010	40,859,459	231,448
地方債	197,087	206,113	9,026
社債	4,233,702	4,290,590	56,888
その他	13,141,815	13,211,101	69,285
外国株式	203,601	236,522	32,920
外国債券	11,085,330	11,302,043	216,712
その他	1,852,882	1,672,535	△180,347
合計	61,723,081	62,223,029	499,947

(注) 1 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当第1四半期連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

2 上記の差額のうち、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額は12,046百万円(費用)であります。

II 前連結会計年度末

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等も含めて記載しております。

その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,763,694	1,779,877	983,817
	債券	21,054,440	20,880,506	173,933
	国債	17,401,873	17,288,254	113,618
	地方債	267,821	259,673	8,148
	社債	3,384,744	3,332,578	52,166
	その他	8,038,084	7,796,893	241,191
	外国株式	281,904	208,097	73,806
	外国債券	7,308,743	7,175,905	132,837
	その他	447,437	412,889	34,547
	小計	31,856,219	30,457,277	1,398,942
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,513,668	1,815,714	△302,045
	債券	22,322,252	22,379,076	△56,824
	国債	21,346,172	21,379,879	△33,706
	地方債	13,077	13,144	△67
	社債	963,001	986,052	△23,050
	その他	4,714,220	4,941,586	△227,365
	外国株式	669	896	△227
	外国債券	3,393,843	3,449,404	△55,560
	その他	1,319,708	1,491,286	△171,578
	小計	28,550,141	29,136,377	△586,235
合計		60,406,360	59,593,654	812,706

(注) 上記の差額のうち、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額は14,165百万円(費用)であります。

(金銭の信託関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

I 当第1四半期連結会計期間末

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年6月30日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
その他の金銭の信託	276,598	277,269	671

II 前連結会計年度末

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	313,259	312,767	492	492	0

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

I 当第1四半期連結会計期間末

(1) 通貨関連取引(平成22年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	22,586	43	43
店頭	通貨スワップ	29,150,840	△94,662	△94,662
	為替予約	55,394,850	△148,812	△148,812
	通貨オプション	16,396,064	237,592	332,711
合計		—————	△5,840	89,279

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 株式関連取引(平成22年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	642,054	25,962	25,962
	株式指数オプション	438,194	3,240	△1,965
店頭	有価証券店頭オプション	704,129	△23,364	△5,918
	有価証券店頭指数等スワップ	180,529	3,250	3,250
	有価証券店頭指数等先渡取引	894	△37	△37
合計		—————	9,050	21,291

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 債券関連取引(平成22年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	2,052,057	△479	△479
	債券先物オプション	1,393,964	△741	△661
店頭	債券店頭オプション	517,016	516	1,176
	債券先渡契約	194,921	1,395	1,395
	債券店頭スワップ	135,000	△3,434	△3,434
合計		—————	△2,743	△2,004

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) クレジットデリバティブ取引(平成22年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	7,705,437	8,423	8,423
合計		—————	8,423	8,423

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

II 前連結会計年度末

(1) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	売建	23,621	—	147	147
		買建	11,292	—	△18	△18
店頭	通貨スワップ		29,938,521	24,646,597	△56,671	△56,671
	為替予約	売建	21,980,871	418,810	△88,063	△88,063
		買建	38,977,196	1,139,008	4,128	4,128
	通貨オプション	売建	8,995,119	4,765,173	△432,895	△13,795
		買建	8,385,822	4,615,271	612,234	285,118
合計			—	—	38,859	130,844

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	売建	589,812	—	△47,820	△47,820
		買建	63,922	—	828	828
	株式指数オプション	売建	187,032	49,371	△12,491	1,221
		買建	225,035	42,955	11,853	△2,523
店頭	有価証券店頭オプション	売建	406,087	232,602	△44,961	△3,572
		買建	261,416	141,348	31,136	2,332
	有価証券店頭指数等スワップ	株価指数変化率受取・金利支払	124,539	123,337	△7,165	△7,165
		金利受取・株価指数変化率支払	57,108	52,218	7,011	7,011
	有価証券店頭指数等先渡取引	売建	3,931	—	△289	△289
		買建	3,809	—	283	283
合計			—	—	△61,615	△49,694

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	売建	1,042,629	147,298	3,504	3,504
		買建	923,675	63,767	△1,265	△1,265
	債券先物 オプション	売建	323,792	12,501	△773	264
		買建	267,103	67,779	937	4
店頭	債券店頭 オプション	売建	378,429	327,849	△720	1,730
		買建	197,338	151,699	354	89
	債券店頭 スワップ	受取変動・ 支払固定	3,000	3,000	△55	△55
		受取変動・ 支払変動	132,000	132,000	△2,781	△2,781
合計			—————	—————	△799	1,492

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	3,803,392	2,963,381	13,017	13,017
		買建	4,042,004	2,898,065	△7,568	△7,568
	トータル・レ ート・オブ・ リターン・ス ワップ	売建	—	—	—	—
		買建	25,701	—	△8,799	△8,799
合計			—————	—————	△3,350	△3,350

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
- 3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

ストック・オプション等関係について記載すべき重要なものはありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

(モルガン・スタンレー証券との統合)

1. 企業結合の概要

当社とMorgan Stanley(以下「モルガン・スタンレー」という。)は、平成20年10月13日に実施した当社によるモルガン・スタンレーへの出資以降、グローバルな戦略的アライアンスの具体化について検討を進め、当社とモルガン・スタンレーのネットワークと顧客基盤等を活用した統合効果を最大限発揮できる形態とするため、平成22年3月30日に、三菱UFJ証券株式会社(当時の商号。平成22年4月1日付けで「三菱UFJ証券ホールディングス株式会社」に商号変更済み。以下「MUSHD」という。)の国内の事業とモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「モルガン・スタンレー証券」という。)の事業の統合に関する統合契約書を締結いたしました。当該契約書に従い、平成22年5月1日付けで以下のように当社とモルガン・スタンレーの共同出資による証券会社2社(三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「MUMSS」という。)及びモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社(以下「MSMS」という。))が発足いたしました。

(1) 当該事象の内容

① 統合により発足した証券会社の概要

商号	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社
事業内容	金融商品取引業	金融商品取引業
議決権保有比率	MUSHD: 60% モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社(以下MSJHDという。): 40%	MSJHD: 51% MUSHD: 49%
経済的出資持分	MUSHD: 60% MSJHD: 40%	MUSHD: 60% MSJHD: 40%

② 統合ストラクチャーの概要

本件統合において以下のスキームを採用し、発足する証券会社2社に係る経済的出資持分を、原則としてMUSHDとMSJHDで60:40といたしました。

(イ) MUSHDとMSJHDは、それぞれMUMSS及びMSMSの過半数の議決権が付与された株式(MUSHDはMUMSSの議決権総数の60%、MSJHDはMSMSの議決権総数の51%)の直接保有を継続しつつ、MUMSS及びMSMSが発行するその他の株式をいずれも別途設立する民法上の任意組合(MMパートナーシップ、以下「本組合」という。)に現物出資いたしました。本組合に対する組合出資持分については、MUSHDが60%、MSJHDが40%を取得することにより、MUMSS及びMSMSに係る経済的出資持分比率をMUSHDとMSJHDで60:40といたしました。本組合は当該目的のために組成したものです。

(ロ) また、本組合が保有するMUMSS株式及びMSMS株式に係る議決権行使に関する組合契約上の取り決めに基づき、本組合を通じて、MUSHDは、MUMSS/MSMSに対する配当請求権の60%に加えてMSMSの議決権の49%を実質的に取得し、MSJHDは、MUMSS/MSMSに対する配当請求権の40%に加えてMUMSSの議決権の40%を実質的に取得いたしました。

(ハ) モルガン・スタンレー証券のインベストメントバンキング部門は、会社分割(吸収分割)により平成22年5月1日付けでMUMSSに承継されました。

2. 当該結合の事象ごとの内訳

(1) 任意組合(MMパートナーシップ)の設立及び現物出資

①出資の概要

MU SHDは、保有するMUMS S株式のうち直接保有を継続する株式を除き現物出資を行っております。なお、MS JHDより、同社が保有するMSMS株式のうちMS JHDが直接保有を継続する株式を除き現物出資の受け入れを行っております。

現物出資により拋出される株式については、事前に合意された平成22年5月1日時点における暫定評価額を基準とし、本組合に対する組合出資持分(MU SHD : 60%、MS JHD : 40%)を前提とした、現金による調整がMU SHDとMS JHDとの間で行われました。なお、確定金額は、クロージング時におけるMUMS S及びMSMSのそれぞれの純資産価額を勘案した上で、決定されます。

②実施した会計処理の概要

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)に基づき共通支配下の取引として会計処理を行っております。また、MUMS S株式を現物出資したことに伴うMUMS Sに対する持分比率の減少について、子会社株式の一部売却及び既存のれんの償却処理を行った結果、持分変動損失が発生しております。

持分変動損失の金額 2,704百万円

③子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及びその内容

MMパートナーシップの組合出資金 352,469百万円

(2) MU SHDの任意組合(MMパートナーシップ)を介したMSMSの持分取得

①四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被投資会社の業績の期間

平成22年5月1日から平成22年6月30日まで

②被投資会社の取得原価及びその内訳

取得の対価	任意組合(MMパートナーシップ)に対して現物出資した種類株式の時価	290,000百万円
-------	-----------------------------------	------------

取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	2,582百万円
------------	-----------	----------

取得原価	292,582百万円
------	------------

③発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(イ) 発生したのれんの金額

132,224百万円

(ロ) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(ハ) 償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

- (注1) 取得原価の配分が完了していないため、入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。
- (注2) MUSHDの連結子会社であるMMパートナーシップが、MSMSの配当請求権の100%を保有しているため、MSMSの資本及び損益を持分法で全額取り込んだのち、当社に帰属しないMSJHDの持分相当40%を少数株主損益及び少数株主持分として処理しております。

(3) インベストメントバンキング部門の統合

①四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間
平成22年5月1日から平成22年6月30日まで

②取得した事業の取得原価及びその内訳

無対価の吸収分割のため、該当ありません。なお、本件吸収分割の対価は、当事者間の合意で決定されております。

③発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(イ) 発生したのれん
の金額

426百万円

(ロ) 発生原因

企業結合時の時価純資産が取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

(ハ) 償却方法及び償却期間

のれん
の金額に重要性が乏しいため一括で費用処理しております。

(注) 取得原価の配分が完了していないため、入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	601円60銭	1株当たり純資産額	612円5銭

2 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	6円52銭	1株当たり四半期純利益金額	11円76銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	6円52銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	11円72銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	75,940	166,348
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
うち優先配当額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	75,940	166,348
普通株式の期中平均株式数	千株	11,639,223	14,139,335
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円	△12	△484
うち連結子会社等の潜在株式による調整額	百万円	△12	△484
普通株式増加数	千株	5,322	9,130
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

前連結会計年度末に比べてリース取引残高に著しい変動は認められません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月10日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 野 行 雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 中 俊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百 瀬 和 政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月10日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野行雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小暮和敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野中俊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬和政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月16日
【会社名】	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
【英訳名】	Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 永 易 克 典
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役 斎 藤 広 志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長永易克典及び当社最高財務責任者斎藤広志は、当社の第6期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)の四半期報告書に記載した事項について確認したところ、全ての重要な点において金融商品取引法令に基づき適正に記載されており、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れはありません。

2 【特記事項】

当社は、平成22年8月13日に情報開示委員会を開催し、記載内容の適正性について確認しました。